



将来都市像Ⅲ

全国に誇る、傑出した安心を築く 「健康福祉・環境都市」

都市づくりの基本方向

7 住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり

- 政策20 生涯にわたり健康でいきいきと生活できるまちづくり(健康)
- 政策21 豊富な医療・介護資源をいかした安心の暮らしづくり(医療・介護)
- 政策22 とともに生き、ともに支え合う地域社会づくり(福祉)

8 地域のをいかした災害に強く安全・安心なまちづくり

- 政策23 災害に強く安全・安心な都市基盤の整備(防災・減災)
- 政策24 地域防災力の強化と消防救急体制の充実(地域防災)
- 政策25 安全・安心な市民生活の確保(市民生活)

9 豊かな自然と調和した市民の手による持続可能なまちづくり

- 政策26 岡山から広げる地域に根ざした環境づくり(環境活動)
- 政策27 低炭素型の環境にやさしいまちづくり(低炭素)
- 政策28 みんなで進める循環型社会の構築(循環型社会)



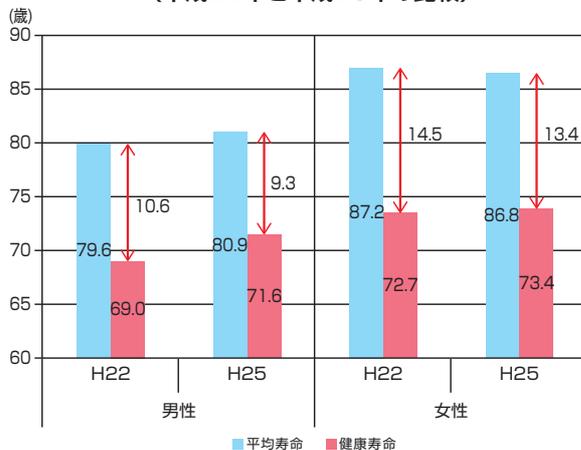
政策 20
健康

生涯にわたり健康でいきいき と生活できるまちづくり

現状と課題

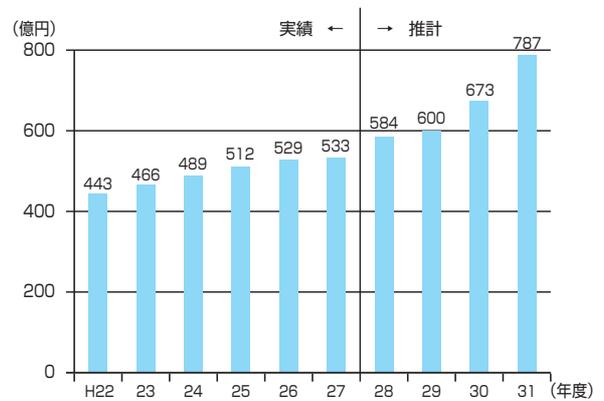
- 生涯にわたり健康でいきいきと暮らしていくことは、全ての市民の願いです。岡山市民の平均寿命は、男女ともに全国水準を上回っている一方、心身ともに自立し日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命は、男性は全国水準と同程度の 71.6 歳、女性は全国水準を下回る 73.4 歳（いずれも平成 25 年）となっています。
- このため、運動、栄養・食生活の改善、社会参加等の活動を総合的に進め、地域・職場等、社会全体で健康づくりを支援するとともに、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組める環境整備を進めることにより、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。また、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病対策に加え、うつ病やストレス関連障害等による自殺やひきこもりの問題等に対応するため、心の健康づくりに取り組む必要があります。
- 平成 25 年以降、定年を迎えた団塊の世代が順次退職し、活動・活躍の場が職場から地域へ移行してきています。本格的な超高齢社会の到来が見込まれる中、高齢者が生きがいを持って生涯現役で活躍し続けられるよう、長年培ってきた知識・経験をいかせる社会貢献活動の場などの充実が求められています。また、地域における活動の担い手が減少する中、高齢者が社会参加等を通じて地域コミュニティを支えていく役割を担うことが求められています。
- 岡山市の介護保険における 65 歳以上被保険者は、団塊世代の年齢到達等により平成 12 年から平成 27 年までの 15 年間で 7 万 5 千人増加しています。また、要介護（要支援）認定率が上昇し、介護給付費も膨らみ続けています。このため、高齢者が要介護状態となることを未然に防止する介護予防の取組を推進していく必要があります。また、市民一人ひとりの介護予防を推進することにより、増え続ける医療費、介護費の適正化にもつなげていく必要があります。

平均寿命と健康寿命
(平成22年と平成25年の比較)



(資料)
平均寿命・・・厚生労働省「市区町村別生命表(H22,25)」
健康寿命・・・厚生労働省研究班「健康寿命の指標化に関する研究(H25年度分担研究報告書)」及び「国民生活基礎調査(H25)」を基に岡山市で算出

介護給付費の推移



(資料)岡山市担当課調べ

施策の方向性

施策1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

- 市民、事業者、専門団体、町内会等の地区組織、愛育委員¹や栄養委員²等の健康づくりボランティア、公民館、学校園等との連携を強化し、日常的な運動習慣の定着、高齢者の低栄養予防、がん検診受診率向上に向けた普及啓発等の一次予防対策に取り組むとともに、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に重点を置いた二次予防対策を推進します。
- 「健康ポイント事業（仮称）」など、市民の健康づくりを促進する事業を進めるとともに、企業における健康づくりへの意識向上に向けた取組を支援します。
- 関係機関等と連携を図りながら、うつ病対策を含めた自殺予防対策やアルコール依存症への対策等に取り組めます。

施策2 いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり

- 高齢になっても生涯現役で活躍し続けられるよう、高齢者と地域における活躍の場をコーディネートする生涯現役応援センターへの登録を促し、高齢者が長年培ってきた知識・経験をいかして、公民館の講座や地域のサロン³等で活躍してもらうことにより、高齢者の社会参加を促進します。
- シルバー人材センターの取組を支援し、会員数や派遣先となる事業所等の拡大を図ることにより、高齢者の知識・経験をいかせる臨時的・短期的就労やボランティア活動を通じた社会参加を促進し、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを進めます。

施策3 介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において自立した生活が継続できるよう、岡山市ふれあい介護予防センターにおいて、医療・介護等の専門職による心身機能向上プログラムの実施や、介護予防、閉じこもり予防、健康づくり等のために地域住民が集う通いの場づくり、地域の担い手育成等を進めます。
- 介護予防について、市民に広く周知するとともに、高齢者が日常生活の中で気軽に介護予防に取り組めるよう、身近な地域での介護予防教室の開催や、地域での介護予防に関する意識啓発、地域住民が介護予防に取り組む際の支援等を行い、地域の人とつながりを持ちながら介護予防に取り組める地域コミュニティの構築を進めます。

用語解説

- 1 愛育委員：P75の脚注参照。
- 2 栄養委員：市民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごすよう、食生活改善活動や健康づくりのための普及活動を行っている健康づくりボランティア。
- 3 サロン：地域を拠点に、その地域の住民同士が協同で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくり、居場所づくりの活動。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
健康寿命 上段:男性 下段:女性	71.6歳 73.4歳 (H25)	72.2歳 75.3歳 (H31)
生涯現役応援センターに活動希望の登録を行った高齢者数	61人	660人

施策1 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

健康ポイント事業（仮称） 保健福祉局

- 健康づくり無関心層を含めた多くの市民の健康づくりの取組を促すことを目的とした、歩くことや運動すること等に対してインセンティブを付与する事業の実施

桃太郎のまち健康推進応援団 保健福祉局

- 自社の従業員の健康づくりを進める企業や、市が実施する健康づくり関連施策に積極的に参加する企業を増やすなど、市全体の健康づくりの気運を高めることを目的とした事業の実施

「健康市民おかやま 21（第2次）」推進事業 保健福祉局

- 市民との協働による、日常的な運動習慣の推進や栄養・食生活改善、喫煙対策等の健康づくり活動の推進

依存症対策推進事業 保健福祉局

- 壮年期のアルコール依存症への移行防止を目的とした、企業での依存症予防プログラム出前講座⁴の実施
- アルコール依存症者の支援や適正な医療連携の確保を図るためのネットワークシステムの構築

自殺予防対策（ゲートキーパー講習会等普及啓発活動） 保健福祉局

- 市民を対象とした心の健康づくりに関する意識の高揚及び自殺予防について知識の普及啓発を目的としたゲートキーパー⁵講習会の実施

施策2 いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり

生涯現役社会づくり事業 保健福祉局

- 生涯現役応援センターにおける高齢者と地域における活躍の場のマッチング支援
- 退職高齢者の社会参加の動機付けに向けたセミナー等の開催

シルバー人材センター事業 保健福祉局

- 会員として登録した高齢者に対する、経験や能力をいかせる、臨時的かつ短期的・補完的な就業機会の提供

施策3 介護予防の推進

■介護予防センター事業 保健福祉局

- 65歳以上の一般高齢者を対象とした、各中学校区での介護予防教室の開催
- 介護予防体操の普及を通じた地域活動組織の育成支援

■「健康市民おかやま 21 (第2次)」推進事業 [再掲] 保健福祉局

- 市民との協働による、日常的な運動習慣の推進や栄養・食生活改善、喫煙対策等の健康づくり活動の推進

■生涯現役社会づくり事業 [再掲] 保健福祉局

- 生涯現役応援センターにおける高齢者と地域における活躍の場のマッチング支援
- 退職高齢者の社会参加の動機付けに向けたセミナー等の開催

用語解説

- 4 出前講座：職員が、地域・職場・サークル・グループ等の研修や会合に直接出向き、防災、消費生活、健康、介護といった市民生活に役立つ情報を伝えるもの。
- 5 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。



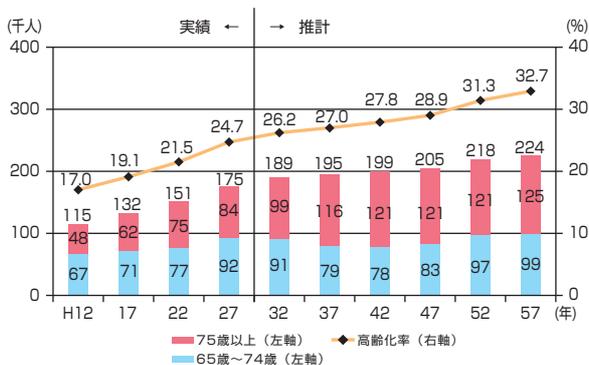
政策 21
医療・介護

豊富な医療・介護資源を いかした安心の暮らしづくり

現状と課題

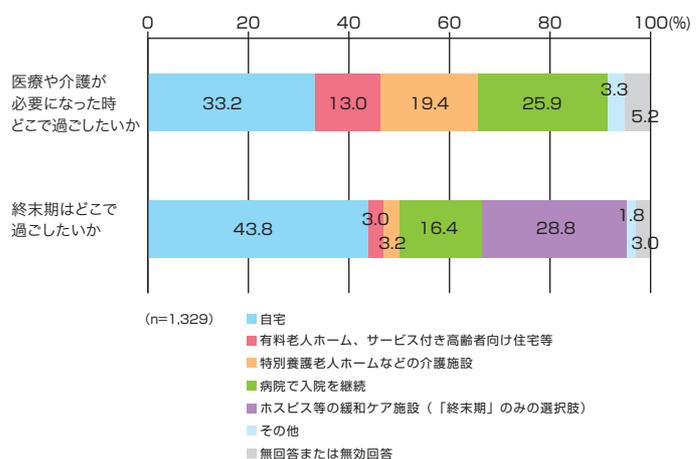
- 岡山市における 65 歳以上人口は、平成 27 年の約 17 万 5 千人から、平成 37 年には約 19 万 5 千人となり、高齢化率は 24.7%から 27.0%まで上昇することが見込まれています。その中でも 75 歳以上の後期高齢者は、平成 27 年の約 8 万 4 千人から、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年には約 11 万 6 千人へと大幅に増加し、医療や介護需要のさらなる増加や、これに伴う保険給付費の増大、保険料の上昇等が見込まれています。
- こうした中、健康寿命の延伸を図る取組や意欲ある高齢者の社会参加等をさらに進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、岡山市の豊富な医療・介護資源をいかしつつ、医療・介護の連携強化に取り組んでいくことが重要となっています。
- 岡山市が平成 24 年度に行った在宅医療に関する意識調査では、「自宅」で医療や介護を受けたいと希望する人が約 33%、また、終末期を「自宅」で過ごしたいと希望する人が約 44%と、いずれも最も割合が高くなっています。在宅での介護や療養に対するニーズが高まりつつあることから、在宅介護総合特区¹など岡山市の先駆的な取組をさらに進め、在宅医療・介護を推進することが求められています。
- 岡山市における認知症高齢者は、平成 25 年の約 2 万人から、平成 37 年には約 3 万人に達すると推計されており、認知症の人やその家族を継続的に支援する体制の整備が急務となっています。そのため、地域での医療や介護、日常生活支援サービスを包括的に提供できる体制づくりを進めるとともに、地域での認知症への理解や見守り体制の構築等に取り組んでいく必要があります。
- 岡山市の国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、保険給付費が増加し、財政基盤がぜい弱化しています。また、介護保険における 65 歳以上被保険者の増加や要介護（要支援）認定率の上昇により介護給付費も増加し続けており、医療費、介護費の適正化に向けた対策に取り組んでいく必要があります。

高齢者数及び高齢化率の推移と推計



(資料)総務省「国勢調査」、「岡山市推計」

在宅医療に関する市民の意識 (平成24年度)



(資料)岡山市担当課調べ

施策の方向性

施策 1 地域包括ケアシステムの構築

- 市民が高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護の連携や高齢者の社会参加、認知症対策等を進め、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

施策 2 在宅医療・介護の推進

- 保健・医療・福祉・介護サービスの総合相談・情報提供窓口である岡山市地域ケア総合推進センター²を地域医療ネットワークの拠点として、在宅医療・介護の担い手の確保・育成、多職種連携や医療・介護施設の連携、市民への普及啓発等の取組を推進します。
- 在宅介護分野に特化した全国初の総合特区では、通所介護事業所における介護サービスの質の評価を行う事業や、在宅介護で効果が見込まれる最先端介護機器を貸与するモデル事業等の先駆的な取組を引き続き推進します。

施策 3 認知症対策の推進

- 認知症を早期に発見し、適切な医療やケアにつなげられるよう、医療・介護の専門職で構成した認知症支援チームを結成し、訪問相談やサービスの導入調整など、初期の包括的・集中的な支援を進めます。また、地域住民や事業者に対し、認知症に関する正しい知識や早期発見・早期対応の必要性の普及啓発を進めます。
- 認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、居場所づくりや認知症サポーターの養成など、地域で支える仕組みづくりを推進します。また、徘徊等で行方不明になった際の早期発見や事故の未然防止のための体制づくりを推進します。
- 認知症に対応できる医療・介護の人材を育成するとともに、地域の認知症ケアと医療との連携を強化し、認知症の人に対して医療と介護の切れ目のないサービスを提供します。

施策 4 持続可能な保険制度の運営

- 国民健康保険料の収納率向上や医療費適正化等の保険者努力に今後も継続して取り組みながら、平成 30 年度からの国民健康保険の財政運営責任主体の都道府県化も視野に入れ、給付と負担のバランスのとれた国民健康保険財政の安定的な運営をめざします。
- 介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するとともに、サービスの質の確保や向上、利用者それぞれの能力に応じた適正な保健・医療・福祉サービスの提供体制づくりを進めることにより、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度を構築します。

用語解説

- 1 在宅介護総合特区：平成 25 年、在宅介護を推進する事業の実施を前提に、岡山市が国から指定を受けた総合特区。正式名称は「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（AAA シティおかやま）」。
- 2 岡山市地域ケア総合推進センター：地域医療・介護の推進と市民の療養を支援するための中核拠点。①総合相談（ほっ♡と安心相談室）、②在宅医療推進・医療と介護の連携強化、③地域包括支援センターの医療連携・認知症支援の 3 つを柱に活動を展開している。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
かかりつけ医がいる市民(60~80歳代)の割合	63% (H24)	70% (H31)
生活・介護支援サポーター養成数	822人	1,550人
認知症サポーター数	28,924人	49,000人

施策1 地域包括ケアシステムの構築

■在宅医療介護連携推進事業 [再掲] 保健福祉局

- 地域ケア総合推進センターにおける、市民や専門職を対象とした医療・介護の相談・支援、地域包括支援センターの活動支援及び認知症ケアの推進、在宅医療・介護の人材育成、多職種連携等と情報共有の促進、市民向け講座による普及啓発等の実施

■生涯現役社会づくり事業 [再掲] 保健福祉局

- 生涯現役応援センターにおける高齢者と地域の活躍の場のマッチング支援
- 退職高齢者の社会参加の動機付けに向けたセミナー等の開催

■生活・介護支援サポーター養成事業 保健福祉局

- 高齢者を地域で支える担い手の養成を目的とした、市民向けの生活介護・支援サポーターの養成研修の実施

■認知症サポーター、サポートリーダー養成事業 [再掲] 保健福祉局

- 認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成
- 認知症の人やその家族への適切なサポート、地域住民に対する自発的な啓発活動及びネットワーク活動の実践ができる「認知症サポートリーダー」の養成

■高齢者施設の整備 保健福祉局

- 介護保険事業計画に基づく、特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）³などの日常生活圏域ごとの整備状況等を踏まえた計画的な整備

■地域包括支援センター運営事業 保健福祉局

- 「総合相談・支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「虐待防止・権利擁護」、「包括的ケアマネジメント」のサービス提供を通じた、地域で暮らす高齢者に対する介護・保健・医療・福祉など様々な面からの総合的な支援の実施

施策2 在宅医療・介護の推進

■在宅医療介護連携推進事業 保健福祉局

- 地域ケア総合推進センターにおける、市民や専門職を対象とした医療・介護の相談・支援、地域包括支援センターの活動支援及び認知症ケアの推進、在宅医療・介護の人材育成、多職種連携等と情報共有の促進、市民向け講座による普及啓発等の実施

■在宅介護総合特区推進事業 保健福祉局

- デイスサービス改善インセンティブ事業⁴や介護機器貸与モデル事業、介護予防ポイント事業⁵の実施による、超高齢社会における持続可能な社会経済モデルの構築の推進

施策3 認知症対策の推進

■ 認知症初期集中支援チーム 保健福祉局

- 医療・介護の専門職で構成する支援チームによる、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援などの初期の支援の包括的・集中的な実施

■ 認知症高齢者見守り事業 保健福祉局

- 行方不明になった認知症高齢者の早期発見を目的とした、捜索協力者や捜索協力事業者に対するメールによる捜索協力依頼
- 徘徊により警察に保護された認知症高齢者のうち、身元不明で警察署から老人福祉施設へ保護依頼のあった人の一時的保護

■ 認知症サポーター、サポートリーダー養成事業 保健福祉局

- 認知症を正しく理解し、認知症とその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成
- 認知症の人やその家族への適切なサポート、地域住民に対する自発的な啓発活動及びネットワーク活動の実践ができる「認知症サポートリーダー」の養成

■ 認知症カフェ等運営事業 保健福祉局

- 地域の実情に応じた、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる場所の設置

■ 市民後見人養成研修実施事業 保健福祉局

- 市民後見人⁶としての活動が期待できる知識等の習得を目的とした研修の実施
- 研修修了者が活動することにより経験を積み、市民後見人としてのスキルアップできる仕組みづくりの推進

施策4 持続可能な保険制度の運営

■ 国民健康保険財政健全化推進事業 保健福祉局

- 国民健康保険財政の安定的な運営に向けた、歳出面では効果的な医療費適正化対策、歳入面では収納率向上対策の積極的な推進

■ 要介護認定研修事業 保健福祉局

- 認定調査員、介護認定審査会委員及び市職員の要介護認定に関する知識・技能の向上のための研修の実施
- 要介護認定の資料である主治医意見書を作成する医師を対象とした研修の実施

■ 介護給付費適正化事業 保健福祉局

- 要介護認定の適正化、ケアプラン⁷チェック、介護給付費実績の縦覧点検及び医療情報との突合、住宅改修等の点検、介護給付費通知等の実施

用語解説

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：要介護者又は要支援2の認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービス。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けることができる。
- デイサービス改善インセンティブ事業：通所介護事業所の介護サービスの質を評価し、利用者の状態改善に努めている事業所へ奨励金等のインセンティブを付与する事業。事業所と共同で策定した評価指標の達成状況に加え、利用者の日常生活機能の改善も評価する。総合特区事業の一つに位置付け、在宅介護推進の一環として実施している。
- 介護予防ポイント事業：国の特区事業で、高齢者が市指定のフィットネスクラブ等で健康づくりを行った場合、又は市指定の介護予防教室でサポーターとしてボランティア活動を行った場合にポイントを付与する事業。ポイントは現金や商品と交換できる。
- 市民後見人：成年後見制度（認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度）に関する一定の知識や態度を身に付けた者で、親族や専門職（弁護士、司法書士等）以外の成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の候補者。
- ケアプラン：要支援認定、要介護認定を受けた人が介護サービスを適切に利用できるよう、その人の心身や家族の状況などを考慮しながら作成する介護サービスの計画書のこと。



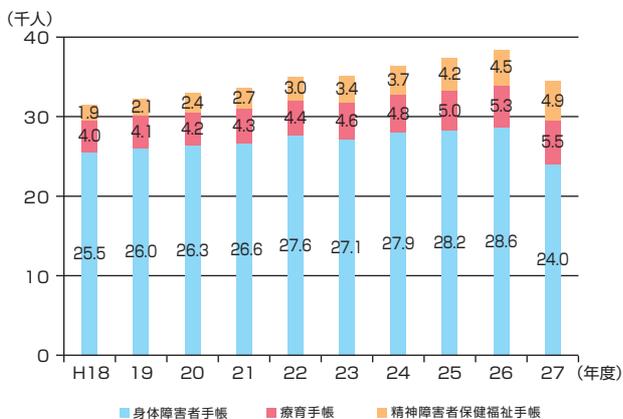
政策 22
福祉

ともに生き、ともに支え 合う地域社会づくり

現状と課題

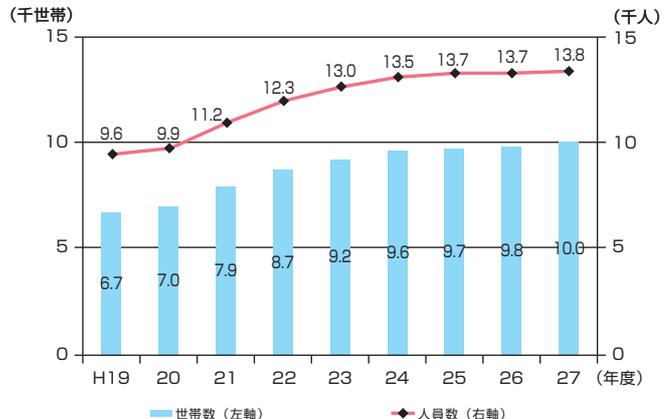
- 少子高齢化の進行や、核家族、単身世帯の増加などの世帯構造の変化、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等により、従来の家族や地域における支え合いの機能が低下している中、高齢者や障害者、生活困窮者など、支援を必要とする人々は社会的に孤立する傾向にあり、厳しい状況に置かれています。
- 岡山市における障害者手帳所持者数は年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が大きく増加しています。障害者が、個々の状況や必要性に応じた適切なサービスを利用できる環境を整えることはもとより、就労をはじめとする社会参加の機会を確保するなど、障害者が社会の一員として地域で自立した生活を送るための支援が必要です。また、障害に対する市民の理解を深め、地域社会全体で障害者を支えていくことが求められています。
- 岡山市の生活保護受給世帯数は、リーマンショック以降急激に増加し、高止まりしている状況にあります。世帯の自立促進や生活困窮状態からの早期脱却を図るため、支援体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが求められています。また、複合的な課題を抱えて制度の狭間に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を実現するため、行政や専門機関だけでなく、住民団体やボランティア等との協働により、地域で支え合える環境づくりを進めていく必要があります。
- 地域における課題やニーズが多様化する中、公的な福祉サービスのみで課題解決を図ることは一層困難になっており、地域住民、社会福祉に関するボランティア団体、NPO¹ 等による自主的・主体的な活動や関係機関との連携など、地域全体での助け合いの重要性が高まっています。

障害者手帳所持者数の推移



(資料)岡山市担当課調べ

生活保護受給世帯数及び人員数の推移



(資料)岡山市担当課調べ

施策の方向性

施策1 障害者の自立支援と社会参加の促進

- 障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用につなげるため、支援の入り口となる相談支援体制全体の充実を図ります。
- 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスや生活介護等の日中活動系サービス、共同生活援助の充実を図ることにより、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域での生活への移行・定着を促進します。
- 関係機関と連携しつつ障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から企業等への就職を促進するとともに、啓発活動や障害のある人とない人との交流機会の拡大等、障害に対する市民の理解を深める取組を進めることにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

施策2 重層的なセーフティネットの構築

- 生活困窮者の自立支援と生活保護の一体的な実施による「重層的なセーフティネット²⁾」の構築を進めるため、支援体制の充実を図ります。
- 生活困窮者に対し、岡山市寄り添いサポートセンター³⁾を支援拠点として、専門支援機関との連携や就労準備支援、家計相談支援など、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことにより、社会参加や自立を図り、困窮状態からの早期脱却を進めます。
- 生活保護受給者に対して、日常生活における自立や社会参加の促進など、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、就労可能な受給者に対しては、就労意欲や能力、特性等に応じた就労を促進することにより世帯の自立を図ります。また、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化に向けて、後発医薬品の使用促進や医療機関の適正な受診指導、健康面に着目した支援等に取り組みます。

施策3 地域福祉の推進

- 多様で複合的な地域課題やニーズに応えるため、民生委員・児童委員、安全・安心ネットワーク⁴⁾、社会福祉協議会等の関係機関との協働に加えて、NPOやボランティア、地域住民との連携を図り、既存の活動をいかしながら地域福祉活動を促進します。
- 高齢者・障害者等が安心して快適な生活を送ることができるよう、日常生活への支援や在宅介護等のサービスを充実させるとともに、地域での見守りや安全・安心な生活の確保のための地域福祉活動の活性化を図ります。

用語解説

- 1 NPO：P5の脚注参照。
- 2 セーフティネット：「安全網」の意味で、経済的に困窮した状態の人に対して、最低限の生活が続けられるよう支援する社会保障の仕組みのこと。
- 3 岡山市寄り添いサポートセンター：生活困窮状態にある人の自立を支えるための相談支援窓口。
- 4 安全・安心ネットワーク：P83の脚注参照。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
障害者の福祉施設から一般就労への移行者数	86人	120人
就労支援を行った生活保護受給者数	833人	860人
就労支援を行った生活困窮者数	144人	170人

施策1 障害者の自立支援と社会参加の促進

■障害者就労支援事業 保健福祉局

- 障害者を雇用する企業の開拓、就職面接会、就労支援研修会等による、障害者雇用の促進及び職場への定着の支援
- 雇用者の工賃向上に向けた、障害者就労施設が製作する商品の開発や販路拡大等の支援

■障害者の地域生活への移行の推進 保健福祉局

- 地域で生活する障害者の居住支援機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化

■障害者差別の解消の推進 保健福祉局

- 障害福祉課及び各区役所への手話通訳者配置による、聴覚障害者に対する意思疎通の支援
- 「障害者差別解消支援地域協議会」における、障害を理由とする差別についての事案の共有、解決に向けた協議の実施
- 障害者虐待の防止と早期発見に向けた、障害者虐待防止法の周知及び虐待通報に対する迅速な対応

施策2 重層的なセーフティネットの構築

■生活困窮者自立支援事業 保健福祉局

- 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向けた、住居確保や就労準備、家計相談、学習支援等の包括的・継続的な支援の実施

■生活保護適正実施の推進 保健福祉局

- 就労可能な生活保護受給者に対する、関係機関や事業者との連携による就労支援を通じた能力活用及び世帯の自立の促進
- 生活保護受給者への適正受診指導や、健康面に着目した指導を通じた生活習慣病等の重症化予防及び自立の促進

施策3

地域福祉の推進

■地域福祉基盤づくり事業 保健福祉局

- 保健・福祉・生涯学習に関する施策を市民協働で進めていくための拠点である「ふれあいセンター」や「ウェルポートなださき」等の維持管理
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、(公財)岡山市ふれあい公社等、地域で様々な活動を行う団体への支援

■障害者の地域生活への移行の推進 [再掲] 保健福祉局

- 地域で生活する障害者の居住支援機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化

■生活困窮者自立支援事業 [再掲] 保健福祉局

- 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向けた、住居確保や就労準備、家計相談、学習支援等の包括的・継続的な支援の実施



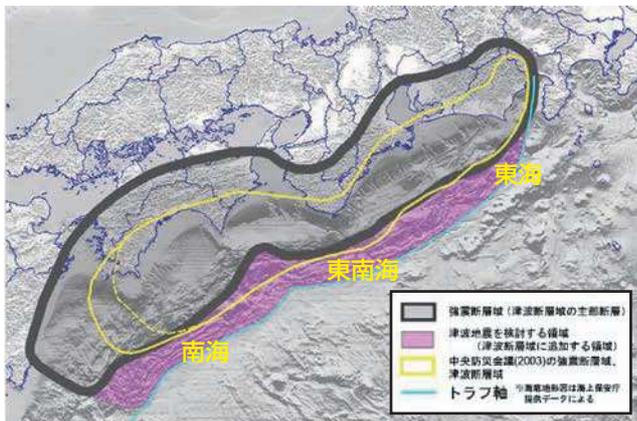
政策 23
防災・減災

災害に強く安全・安心な 都市基盤の整備

現状と課題

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しています。また、大規模な被害が想定されている南海トラフ巨大地震¹は、30年以内に70%程度の確率で発生すると考えられており、市民の生命と生活を守るため、災害に強い安全・安心な都市基盤を整備していく必要があります。
- 市街地には、干拓等に由来する海拔ゼロメートルの低平地が広がり、水害に対してぜい弱であることに加え、近年の局地的な大雨の増加に伴い、市内各所で浸水被害が発生しています。被害軽減に向けて、河川、下水道の整備や農業用水路、ため池等の既存施設を有効活用した対策を進めるとともに、市民や事業者など幅広い主体と連携した浸水対策の取組を促進する必要があります。
- 南海トラフ巨大地震は、市域の大部分で震度5強以上、岡山平野部では最大で震度6強の揺れが想定されているため、市有建築物の耐震化を合理的・効率的に推進するとともに、民間建築物の耐震化を促進していく必要があります。併せて、災害時の救急活動や緊急物資の輸送ルートを確認するため、橋りょうの耐震化や老朽化している道路の適切な維持管理を計画的に実施していくとともに、沿道の建築物の耐震化を促進する必要があります。
- 市域南部を中心に約4,000kmの用水路が縦横に張り巡らされているため、近年、転落死亡事故も発生しており、その対応が喫緊の課題となっています。そのため、地域住民との連携により、用水路や道路等の危険箇所への対策を早急かつ集中的に実施する必要があります。
- 岡山市は、上水道の給水区域面積が政令指定都市の中で最も広く、山間部も多いことから、約4,300kmの水道管が埋設され、配水池・ポンプ場等の水道施設が点在しています。また、地盤が軟弱な市街地を中心に約2,500kmの下水道管が埋設されており、処理場・ポンプ場等の下水道施設が点在しています。南海トラフ巨大地震等が発生した場合にも、市民生活に欠くことのできないライフライン²を確保するため、施設・管路の計画的な更新・耐震化等に取り組んでいく必要があります。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



(資料) 内閣府「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」

地震の発生年表、発生確率

西暦	東南海地震	南海地震	東海地震
1605		慶長地震(M7.9)	
		↑ 102年 ↓	
1707		宝永地震(M8.6)	
		↑ 147年 ↓	
1854		安政地震(M8.4)	
	↑ 90年 ↓	↑ 92年 ↓	
1944	昭和東南海地震(M7.9)	昭和南海地震(M8.0)	
1946			↑ 162年 ↓
2016		↑ 70年 ↓	

今後30年間にM8～9クラスの地震が発生する確率は70%程度

(資料) 岡山市、地震調査研究推進本部

施策の方向性

施策 1 総合的な浸水対策の推進

- 「岡山市浸水対策の推進に関する条例」に基づき、市民、事業者と連携した総合的な浸水対策に取り組みます。
- 旭川や笹ヶ瀬川、砂川等、国や県が管理する河川の早期改修等を促進します。また、平成23年9月の台風12号等で大規模浸水被害があった排水区を中心に、下水道施設等の整備や倉安川等の河川改修を推進するとともに、河川、農業用水路、ため池等の既存施設を活用した浸水対策を推進します。
- 洪水及び内水ハザードマップ³の普及や台風接近時等における市民への土のう袋配布など、自助、共助を促進するソフト対策に取り組みます。

施策 2 市有施設等の耐震化・長寿命化の推進

- 災害時の救急活動や緊急物資運搬のための道路交通の確保や、老朽化している橋りょうについて適切な維持管理を図るため、優先度の高い橋りょうから順次耐震補強や長寿命化対策を実施します。
- 市民生活の安全や利便性に資するよう、施設の安全確保や適切な維持管理を図るとともに、学校園や避難・防災拠点施設をはじめとする市有建築物について、耐震化・長寿命化を含めた合理的・効率的な修繕、改修等に取り組みます。
- 民間の建築物については、耐震診断・改修に伴う負担軽減のための補助制度等を充実するとともに、耐震化の重要性を啓発し、耐震診断や耐震改修の促進に努めます。
- 宅地の耐震化を促進するため、大規模地震による滑動崩落⁴のおそれが大きい大規模盛土造成地⁵の調査を進めます。

施策 3 都市施設の安全・安心の確保

- 用水路等の危険箇所に対する安全対策を図るため、町内会等との連携・協力により、危険箇所を調査・把握し、優先度の高い箇所から集中的に対策工事を実施します。
- 道路パトロールや町内会等からの要望、通学路合同点検等に基づき、防護柵の設置や区画線の補修といった交通安全施設の整備を行い、道路交通の安全・安心の向上に努めます。

施策 4 ライフラインの計画的な整備・管理

- 災害対策本部となる公共施設や医療施設、広域避難場所など、災害時に拠点となる施設に至る水道管路の耐震化を推進するとともに、更新時期を迎える水道管路や水道施設の計画的な更新及び耐震化等の工事を進めます。
- 下水道施設についても、災害時に拠点となる施設における下水道機能の確保等が重要となるため、施設（管きょ、処理場、ポンプ場）の耐震化の調査及び対策工事、老朽化施設の改築更新工事を推進します。

用語解説

- 1 南海トラフ巨大地震：P5の脚注参照。
- 2 ライフライン：電気、ガス、上下水道、通信など生活していく上で必要不可欠なもの。
- 3 ハザードマップ：一般的に、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難経路、避難場所などの防災関係施設の位置等を表示した地図。
- 4 滑動崩落：地震の揺れにより、谷間や山の斜面等において盛土により造成されたひとまとまりの宅地が滑ったり崩れたりする現象。地域全体に段差・亀裂・崩壊などの被害が発生する。
- 5 大規模盛土造成地：谷を埋めた造成地で3,000㎡以上、若しくは盛土前の地山が20°以上でかつ盛土高さ5m以上の造成地。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
下水道浸水重点対策整備率	20%	53%
住宅・建築物等の耐震化率		
上段:住宅	83%	95%
下段:避難路沿道建築物	87%	95%
水道の基幹管路(口径400mm以上)の耐震適合率	41.8%	45.8%
市中心部の下水道管きよの老朽化点検率	30%	71%

施策1 総合的な浸水対策の推進

■ 浸水対策事業 下水道河川局 産業観光局 危機管理室

- 旭川や笹ヶ瀨川、砂川等、国や県が管理する河川の改修促進等
- 浦安、芳田排水区等の雨水きよ及び雨水幹線の継続的な整備
- 倉安川などの河川改修等の推進
- 河川・水路等の既存施設の活用、可搬式ポンプの配置などによる浸水対策の推進
- 老朽化した農業用水路、農業用排水機場、ため池等の整備及び管理の強化
- 公共施設及び民間開発等に係る雨水流出抑制施設の設置の推進
- 洪水及び内水ハザードマップの普及啓発や土のう袋の配布等
- タイムライン⁶による防災関係機関の横断的連携の強化

施策2 市有施設等の耐震化・長寿命化の推進

■ 橋りょう耐震補強事業 都市整備局

- 緊急輸送道路上の橋りょうや鉄道・高速道路等にかかる跨線・跨道橋の耐震補強

■ 橋りょう長寿命化対策事業 都市整備局

- 橋りょうの長寿命化に向けた計画的な点検及び補修

■ 市有建築物の耐震改修事業 都市整備局

- 市有建築物における合理的・効率的な耐震化の推進

■ 住宅・建築物耐震改修等補助事業 都市整備局

- 住宅及びその他の建築物の耐震化のための経費の補助

■ 宅地耐震化推進事業 都市整備局

- 大規模盛土造成地の調査

施策3 都市施設の安全・安心の確保

■ 用水路等安全対策事業 都市整備局 産業観光局

- 用水路等の危険箇所に対する安全対策

■ 道路新設改良事業 都市整備局

- 道路の改修や交通安全施設の整備

施策4 ライフラインの計画的な整備・管理

■ 水道管路耐震化等更新事業 水道局

- 老朽管の更新、耐震化
- 災害時に拠点となる施設へ至る管路の耐震化

■ 水道施設耐震化等更新事業 水道局

- 老朽化した水道施設の更新、耐震化

■ 下水道管きよの長寿命化、耐震化 下水道河川局

- 総合地震対策計画の策定
- 管きよの老朽化調査及び対策工事
- 重要路線下の管きよ及びマンホールの調査、耐震工事

■ 下水道施設（処理場、ポンプ場）の長寿命化、耐震化 下水道河川局

- 処理場、ポンプ場の老朽化調査及び改築更新工事
- 旧耐震基準（昭和56年以前）の施設の耐震化や津波対策工事

用語解説

- 6 **タイムライン**：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。



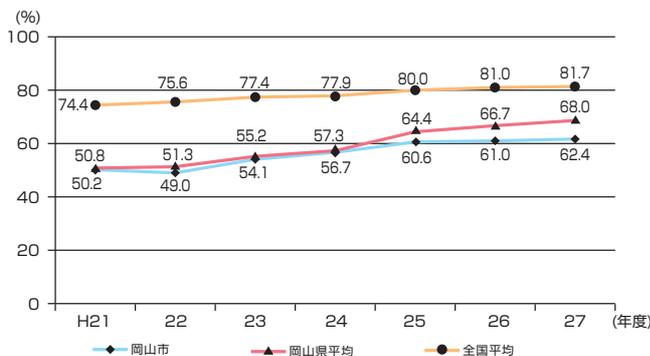
政策 24
地域防災

地域防災力の強化と 消防救急体制の充実

現状と課題

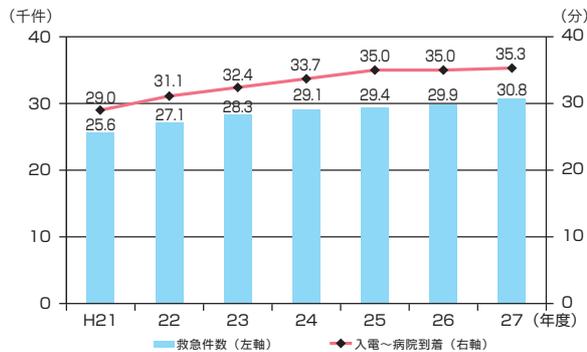
- 防災や災害時の対応への関心は全国的に高まっており、特に東日本大震災の発生以降は、地域住民による防災訓練、避難所運営訓練の実施のほか、防災行動計画や防災マップの作成等、地域における自主的な防災・減災活動が一層活発になっています。
- 市民の防災意識が高まる中、岡山市の自主防災組織¹率は、近年上昇していますが、全国平均や県内市町村と比較すると依然として低い水準となっています。
- 東日本大震災等の教訓から大規模広域災害が発生した場合には、ライフライン²の途絶や行政機能の低下等により、行政等が支援を行う「公助」が行き届かないことが考えられます。災害による被害を最小限にするためには、自分自身で身を守り安全を確保する「自助」や、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の支援をはじめ、地域で助け合う「共助」が特に重要となっており、市民一人ひとりの防災意識のさらなる向上や地域での共助の基盤強化を進めていく必要があります。
- 発生が危惧される大規模地震や突発的な自然災害、多様化する各種災害に備えて、常備・非常備消防活動³の基盤となる施設や装備の充実と活動能力の向上を図り、総合的な消防力を強化することが重要です。
- 近年、火災発生件数はやや減少傾向にありますが、住宅用火災警報器の設置率は全国に比べて低い状況にあり、防火対象物の消防法令違反も依然として改善されていないことから、火災予防のための効果的な対策が必要となっています。
- 高齢化の進行により、救急搬送に占める高齢者の割合が年々上昇しており、救急搬送数は今後も増加し続けることが予想されています。また、救急救命処置の範囲が拡大していることから、救急救命士⁴を含む救急隊員全体のレベルアップが求められており、多様な需要に迅速・的確に対応できる救急体制の強化を図る必要があります。

自主防災組織率の推移



(資料) 岡山市担当課調べ、総務省「消防白書」

救急件数と救急活動時間の推移



(資料) 岡山市担当課調べ

施策の方向性

施策 1 地域防災力の強化

- 市民一人ひとりが防災に関する十分な知識を持ち、自主防災の重要性を認識できるよう、防災訓練等を通じて、防災に対する意識の高揚を図ります。
- 地域で主体的に防災活動を行う地域防災リーダー⁵の育成や自主防災会⁶の結成を促進するとともに、自主防災会交流会等での先進事例の発表や意見交換を通じて、地域での防災活動を活性化します。
- 災害時に避難所となる小中学校への分散備蓄を推進し、避難所生活において必要な備蓄物資を備え、市民の安全・安心の確保につなげるとともに、家庭内備蓄の周知啓発を図ります。

施策 2 消防救急体制の充実強化

- 市民の生命や財産を守るため、住宅・施設火災の未然防止と被害軽減に努めます。
- 高齢化の進行により増え続ける救急需要や複雑多様化する災害に迅速・的確に対応できるよう、救急業務の高度化、総合消防力の強化、消防署所の適正配置や通信指令体制の高度化・安定化等を進めます。

用語解説

- 1 自主防災組織：災害発生時の被害を最小限に防止し、又は軽減を図るため、初期消火や避難誘導、救護等の活動を行う、地域住民による組織。自主防災会や婦人防火クラブがある。
- 2 ライフライン：P123の脚注参照。
- 3 常備・非常備消防活動：常備消防活動とは、市町村単位で設置される消防本部及び消防署が行う、火災の防ぎよ等の活動のこと。非常備消防活動とは、消防団が行う、火災の防ぎよ等の活動のこと。
- 4 救急救命士：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことができる者。
- 5 地域防災リーダー：地域の防災活動を主導するリーダー。平常時には地域の特性や災害危険性を把握し、地域住民に対して自助の重要性を周知するために防災訓練やイベントを実施する。
- 6 自主防災会：災害発生時の被害を最小限に防止し、又は軽減を図るため、地域住民が組織し、岡山市に結成届を提出したもの。初期消火や避難誘導、救護等の活動を行う。

成果指標

指標名	基準値 H27	目標値 H32
自主防災組織率	62.4%	75%
住宅用火災警報器の設置率		
上段:設置率	67.7%	85%
下段:条例適合率	53.8%	70%

主な事務事業

施策1 地域防災力の強化

■自主防災会育成事業 危機管理室

- ・自主防災会の結成促進、防災資機材の給付
- ・防災まちづくり学校や公民館職員等への防災講習会の開催、男女ともに地域防災リーダーの育成

■備蓄の推進 危機管理室

- ・家庭内備蓄の周知啓発
- ・分散備蓄の推進、備蓄物資の充実

■総合防災訓練等の実施 危機管理室

- ・住民参加による避難所運営訓練の実施

■岡山市業務継続計画（BCP）の推進 危機管理室

- ・大規模災害発生時に、非常時優先業務を早期に復旧するための計画（BCP⁷）の継続的な改善
- ・大規模災害発生時に、応援部隊や救援物資を円滑に受け入れるための受援計画の策定

施策2 消防救急体制の充実強化

■消防署所適正配置 消防局

- 消防・救急車両の現場到着時間の短縮を目的とした、市街地における消防力のバランスに配慮した消防署所の適正配置の推進

■消防団機庫整備 消防局

- 大規模災害時等に地域防災の拠点となる消防団機庫の機能強化と整備

■消防団装備整備 消防局

- 消防団員が災害現場等で活動するために必要不可欠な装備品（防火衣、耐切創性手袋、防火帽、防火長靴）の整備

■女性消防団員用ポンプ整備 消防局

- 女性消防団員活動の充実を図り、地域防火体制を強化するための軽量ポンプ等の整備

■住宅用火災警報器の設置推進 消防局

- 消防職員及び消防団員による戸別訪問での設置・維持管理指導
- イベントや街頭でのパンフレット配布、地域コミュニティ及び関係業界団体への広報

■消防法令違反の是正推進 消防局

- 立入検査により覚知した違反対象物のうち、放置することにより特に人命危険度が高い対象物への是正指導と違反の改修

■住宅防火対策推進 消防局

- 住宅火災の怖さを伝える資料の作成と公開、保存版火災予防パンフレットの作成と配布
- 市民による初期消火訓練、通報訓練を実践的に行うための訓練資機材の充実
- 火災調査専用車両の導入

■消防車両更新 消防局

- 常備・非常備消防が保有する車両の更新整備、適切な出動体制の構築

■消防ヘリコプター操縦士養成 消防局

- 消防ヘリコプター操縦士の計画的な採用と訓練の実施

■救急救命士養成・教育 消防局

- 市民病院の救急救命室における、救急救命士の再教育病院実習の充実強化や長期病院実習の継続実施、救急救命士の教育指導を行う指導救命士の養成
- 拡大した救急救命処置を実施できる認定救命士⁸の計画的な養成
- 救急活動のレベルアップに向けた、救急救命士以外の救急隊員教育の継続実施

■高齢者対象の救急需要対策 消防局

- 熱中症と転倒・転落による事故を重点対象事案とした、高齢者施設での出前講座⁹
- 消防音楽隊による高齢者施設訪問（予防救急広報コンサート）
- 予防救急ポスター及びチラシの作成配布、ラジオ、テレビ及び広報誌による広報

■消防指令システム更新整備 消防局

- 消防指令システムの適時・適切な更新、維持管理

■消防・救急無線更新整備 消防局

- 消防・救急無線の適時・適切な更新、維持管理

用語解説

7 BCP：Business Continuity Planの略称で、大規模災害発生時に、行政や企業の機能が低下した場合であっても、優先業務を継続し、また、早期に業務を再開することを目的に、方法、手段等を取り決めておく計画。

8 認定救命士：救急救命士のうち、医師の指示の下に、気管内挿管や薬剤投与等、特定の処置を行うことを認定された者。

9 出前講座：P113の脚注参照。



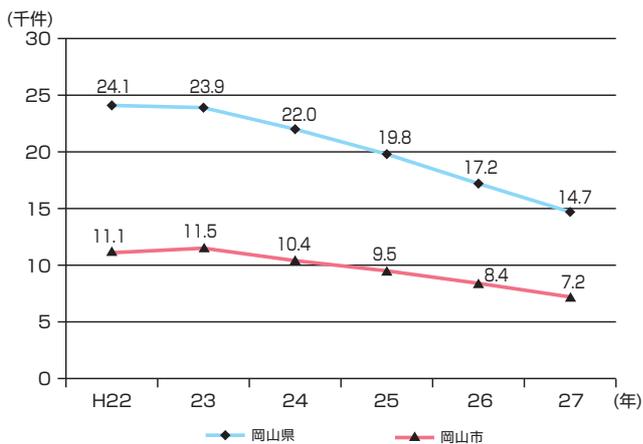
政策 25
市民生活

安全・安心な 市民生活の確保

現状と課題

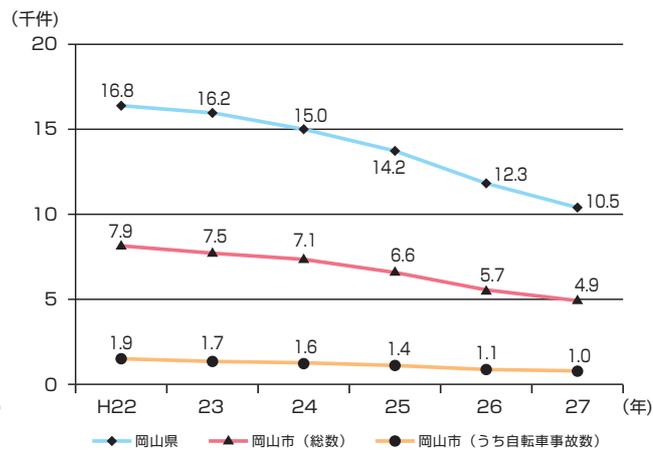
- 岡山市における刑法犯認知件数¹は、近年減少傾向にあります。特殊詐欺²が依然として多発するなど、市民の安全・安心が脅かされています。刑法犯の総量を減らすため、警察等との連携による取締りや防犯パトロールはもとより、特に高齢者を対象とした被害防止対策や地域防犯ボランティア団体への支援等により、地域防犯力を強化していく必要があります。
- 岡山市の平成 27 年における人口 10 万人当たりの交通事故死者数は、政令指定都市の中でワースト 1 位となっており、また、交通事故（人身事故）の約 2 割を自転車事故が占めています。これらの状況を改善するため、市民の交通安全意識の向上と交通安全マナーの周知徹底を図っていく必要があります。
- 契約トラブルをはじめとして、消費生活に関する相談が多く寄せられており、そのうち高齢者の相談件数が約 4 割を占めています。こうした消費者トラブルを未然に防止するためには、高齢者のみならず学校での児童生徒を対象とした消費者教育の実施をはじめ、各種の関係団体等と一体となった取組の推進等により、自立した消費者を育成していくことが求められています。

刑法犯認知件数の推移



(資料)岡山県警察本部

交通事故(人身事故)件数の推移



(資料)岡山県警察本部

施策の方向性

施策 1 地域防犯力の強化と交通安全対策の推進

- 平成 27 年に岡山県警察と締結した『安全で安心なまちづくり』岡山市行動プラン』に関する覚書に基づき、平成 32 年までの 5 年間で、地域防犯、高齢者の犯罪被害防止、自転車の盗難・事故防止を重要テーマに各種取組を推進します。
- 地域の防犯力強化に向けて、地域防犯ボランティアへの一層の支援を充実するほか、夜間の犯罪・交通事故を防止するための防犯灯の設置や LED 化を推進します。また、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するための取組を進めます。
- 交通安全意識やマナーの向上に向けた各種啓発活動を進めます。特に、自転車に本格的に乗り始める時期にある小学生の交通安全意識やマナー向上に取り組めます。

施策 2 消費生活の安全・安心の確保

- 自立した消費者を育成し、消費者トラブルを未然に防ぐため、学校現場での消費者教育の実施や情報発信等に取り組むとともに、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、様々な場で消費者教育が受けられる環境づくりを進めます。
- 高齢者や障害者等の消費者トラブルの防止や早期解決を図るため、地域の各種団体との連携を強化し、地域全体で見守る取組を進めます。

用語解説

- 1 刑法犯認知件数：警察等の捜査機関が犯罪の発生を認知した件数。
- 2 特殊詐欺：電話などを使って、面識の無い不特定多数の人に対して行う詐欺の総称。「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」、「金融商品等取引名目の詐欺」などがある。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
安全・安心な地域社会と感ずる市民の割合	82%	86% (H31)
刑法犯認知件数	7,186件	5,500件

施策1 地域防犯力の強化と交通安全対策の推進

■ 地域防犯ボランティア支援事業 市民生活局

- 地域防犯ボランティア活動の活性化及び地域の防犯意識向上を目的とした、地域防犯ボランティアへの講習、防犯講座の実施

■ 防犯灯設置支援事業 市民生活局

- 町内会が新たに設置する防犯灯の取付け費用の一部助成等

■ 特殊詐欺等被害対策電話機設置支援事業 市民生活局

- 市内の65歳以上の高齢者のみの世帯を対象とした、特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入費用の一部助成

■ 交通安全対策事業 市民生活局

- 春秋の交通安全運動期間を中心とした街頭啓発活動や保育園・幼稚園・小中学校における交通安全教室等の実施

■ 自転車安全運転免許証交付事業 市民生活局

- 交通安全教室における自転車実技講習の実施及び自転車に本格的に乗り始める小学4年生から6年生への自転車安全運転免許証の交付

施策2 消費生活の安全・安心の確保

■ 消費者教育推進事業 市民生活局

- 消費生活センターの機能強化に向けた相談員の能力強化や事例検討会の充実等
- 消費者の視点に立った事業者向けの研修会の実施
- 学校と連携した消費者教育、消費者団体等との連携強化による消費者教育の担い手育成

長期構想

前期中期計画

I
総論

論

II
分野別計画

III
区別計画

付属資料

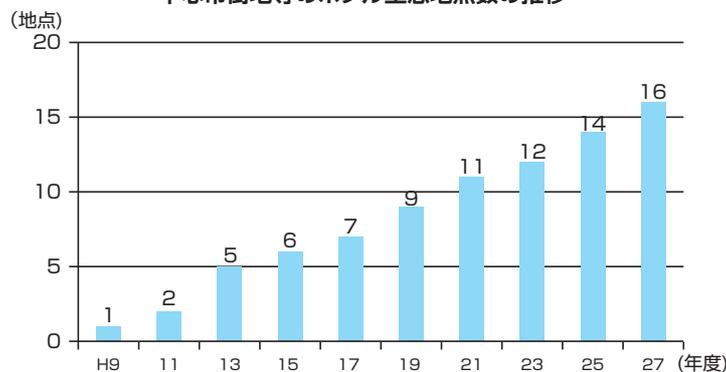
政策 26 環境活動

岡山から広げる 地域に根ざした環境づくり

現状と課題

- 岡山市は人口 70 万を擁する大都市でありながら、市域の約 7 割を農地や里山¹ が占め、岡山駅近くの用水にホタル、都心部近郊の市街地に絶滅危惧種のアユモドキ² が生息するなど、多様で豊かな自然環境に恵まれています。
- 一方、人の営みの変化等により、一部の自然環境は失われつつあるため、自然環境や生態系を保全していくための科学的な知見に基づく方針を示した上で、市民や事業者等と連携して保全活動を推進していくことが求められています。
- また、工場等から大気や河川に排出される二酸化窒素、りん等については、法令による規制に加え、事業者の自主的な取組により排出量が削減されていますが、越境汚染が懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）や未規制化学物質等の新たな課題を含め、快適な生活環境を確保するため、公害を継続的に監視・抑制していくことが求められています。
- さらに、自然環境や生物多様性³ についての意識向上を目的とする環境学習・環境教育の充実や、岡山市における ESD⁴ 活動の礎ともなった環境パートナーシップ事業をはじめとする市民、事業者の自主的な活動への支援等により、地域における環境保全活動の継続性を高めていく必要があります。
- 岡山市では、「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」を平成 19 年に制定し、毎月第 3 日曜日を「美しいまちづくりの日」と定め、行政、市民、事業者の協働により美しく快適なまちづくりを推進しています。まちなかでのごみのポイ捨て数や路上喫煙者数はいずれも減少傾向にあり、引き続き、市民や事業者との協働による環境美化活動に取り組んでいくことが求められています。

中心市街地等のホタル生息地点数の推移



(注) 中心市街地等に位置する小学校区内(中央・鹿田・大元・清輝・三勲・石井)の生息地点数。

(資料) 岡山市担当課調べ

施策の方向性

施策 1 生物多様性の保全と環境との共生

- 身近な場所で多様な自然風景や野生生物に触れ合える環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、科学的な知見と多様な主体の参画により「岡山市生物多様性地域戦略」を策定し、岡山市における生物多様性保全の方向性を示した上で、地域住民、企業、NPO⁵等と連携・協働し、身近な生きものや希少野生生物の保護等を戦略的に推進します。
- 一定規模以上の開発事業に対しては、共生地区環境配慮届出制度の運用や環境影響評価制度の導入により、適切な環境配慮の実施を促進します。
- 環境基準の達成・維持のため、大気、水質等の常時監視や規制基準等の遵守状況の確認を引き続き実施するとともに、測定した環境濃度レベルに応じて、常時監視を行う項目及び場所等の充実を図ります。さらに、人の健康を損なうおそれがある未規制の化学物質についても調査を継続し、事業者からの排出状況の把握を行います。

施策 2 環境教育・学習の推進

- 多様な主体との連携による自然体験プログラムの実施や生物多様性の保全に取り組む企業活動の支援、地域での主体的な環境保全活動の担い手づくりを進めるとともに、岡山ESDプロジェクトとも連携しながら、公民館や学校等での環境教育・学習活動を推進し、環境保全活動の輪を広げます。

施策 3 市民、事業者との協働による美しく快適なまちづくり

- ごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための活動を継続するとともに、美化推進重点区域内での一斉清掃への参加呼びかけや、「美しいまちづくりの日」における自主的な清掃活動などを通じて、市民、事業者による環境美化活動を推進します。また、地域住民で組織され、身近な環境美化活動に取り組む環境衛生協議会の円滑な運営のための支援を行います。
- 美しく快適なまちづくりに向けて、多様な媒体を活用した広報・啓発を行うとともに、特に貢献した市民、事業者の顕彰等を行います。

用語解説

- 1 里山：農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた山地。
- 2 アユモドキ：国の天然記念物に指定されているコイ目ドジョウ科の淡水魚。生息地は、世界で岡山と京都の2箇所のみ。
- 3 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性やそれらの遺伝子の多様性、また、地域ごとの生態系の多様性を意味する語。
- 4 ESD：P7の脚注参照。
- 5 NPO：P5の脚注参照。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
ホテルの生息地	200地点	200地点 (H31)
多様な主体による自然体験プログラム開催数	420回	450回
美化推進重点区域内のごみのポイ捨て数 (1主要通り当たりの1日平均)	106個	100個

施策1 生物多様性の保全と環境との共生

■生物多様性地域戦略策定推進事業 環境局

- ・生物多様性保全の方向性を示す「岡山市生物多様性地域戦略」の策定及び戦略に基づく多様な主体と連携した保全活動の推進

■身近な生きものの里事業 環境局

- ・地域住民等が身近な野生生物をシンボルにして主体的に生物多様性の保全活動を行っている地域について、「身近な生きものの里」として認定する活動への支援

■ホテル調査及び希少種保護事業 環境局

- ・市民参加によるホテル調査（隔年事業）及び保護団体と連携した希少種保護事業

■開発事業に対する環境配慮の推進 環境局

- ・一定規模以上の開発事業に対する、「共生地区環境配慮届出制度」や「環境影響評価制度の導入」を通じた、岡山市の地域特性に応じた適切な環境配慮の推進

■大気保全対策事業、水質保全対策事業 環境局

- ・大気や水質等の常時監視の継続
- ・法令排出規制基準の適合調査の実施
- ・未規制化学物質の調査の継続

施策2 環境教育・学習の推進

■いきものいろいろ交流プロジェクト事業 環境局

- ・身近な自然体験プログラムの実施
- ・生物多様性の保全と活用に関する「仕組み」と「担い手」づくりの実施
- ・「身近な生きものの里」認定の推進

■水辺教室等の環境教育推進事業 環境局

- ・自然環境や生物多様性についての意識向上を目的とした、多様な主体が行う水辺等での環境教育に対する支援

■環境パートナーシップ事業<エコボランティア活動> 環境局

- ・地域で自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等に対する、「エコボランティア」としての位置付け及び活動への支援

施策3

市民、事業者との協働による 美しく快適なまちづくり

■環境美化推進事業 環境局

- 美化推進重点区域・路上喫煙制限区域での巡回指導や広報・啓発活動の実施
- 一斉清掃等の美化イベントの実施や地域での美化活動への支援

長期
構
想

前
期
中
期
計
画

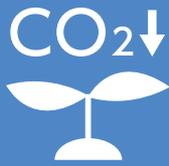
I
総

論

II
分
野
別
計
画

III
区
別
計
画

付
属
資
料



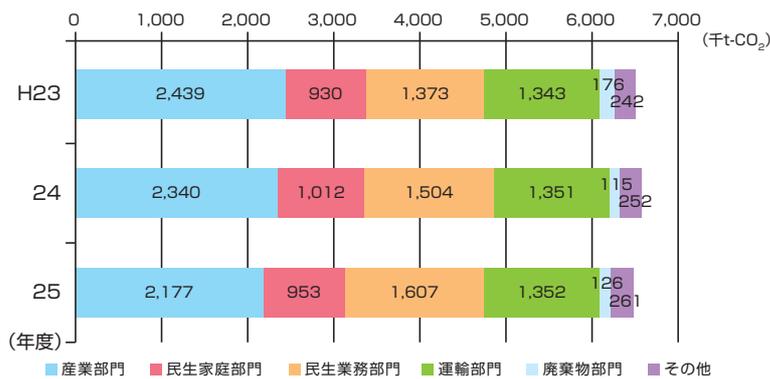
政策 27
低炭素

低炭素型の環境に やさしいまちづくり

現状と課題

- 温暖化による気候変動など、地球規模での環境問題は、人類の生存基盤に関わる深刻な問題となっています。平成 27 年に開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」における「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を抑えるため、今世紀後半には、世界全体で人間活動による温室効果ガス¹ 排出量を実質的にゼロにしていく方向が打ち出され、加盟国及び地域に削減目標の設定と対策の実施が義務付けられました。
- 国においては、平成 28 年に「地球温暖化対策計画」を定め、平成 42 年度に、平成 25 年度比で 26%の温室効果ガス削減をめざし、積極的な対策を講ずることとしています。
- 岡山市における温室効果ガスの総排出量の内訳をみると、民生家庭部門と民生業務部門² を合わせた排出量は増加傾向にあるため、市民、事業者と連携しながら、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギー³ の導入、水素など次世代エネルギーの利活用を推進し、温室効果ガスの削減に一層取り組む必要があります。
- また、コンパクトでネットワーク化されたまちづくりを進める中で、自家用車の利用抑制や、歩行者、自転車、公共交通優先の環境にやさしい交通体系への転換を進めるとともに、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進することにより、温室効果ガスの削減につなげていく必要があります。

温室効果ガス排出量の推移



(注1) 民生業務部門とは、事務所・オフィスビル、ホテル・旅館、卸・小売業、飲食店、学校、病院等で消費したエネルギーを計上する部門。

(注2) その他は、「メタン」「一酸化二窒素」「代替フロン等4ガス」の合計。

(注3) エネルギー転換部門については、全体に占める割合が小さいため、製造業に含めて計上している。

(資料) 岡山市担当課調べ

施策 1 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進

- 低炭素型の都市の実現に向けて、エネルギーの地産地消、省エネルギー化、安定的なエネルギー確保や未利用エネルギーの利活用などにより温室効果ガスの削減を図ります。
- 住宅や事業所、市有施設での再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄エネルギー設備の導入を総合的に進め、市域全体での効率的・効果的なエネルギーの利活用を進めます。
- 市民との協働により、廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料（BDF）の使用拡大のための普及啓発等を実施します。

施策 2 環境にやさしいライフスタイルへの転換

- 環境負荷の低減に当たっては、市が率先して資源・エネルギーの削減に自主的に取り組むとともに、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」のもとで環境にやさしい市民生活や事業活動に向けた意識改革と実践に市民や事業者と連携して取り組みます。
- 車優先から人優先のまちづくりを進める中で、低炭素型の交通体系をめざし、歩いて楽しい道路空間の整備をはじめ、岡山駅への路面電車の乗り入れや吉備線のLRT⁴化の検討、バス・自転車の利用環境の向上、超小型モビリティ⁵の導入可能性の検討など、公共交通中心の環境にやさしい交通ネットワークの構築を進めます。

用語解説

- 1 温室効果ガス：P51の脚注参照。
- 2 民生家庭部門・民生業務部門：「民生家庭部門」は、個人が住宅内で消費したエネルギーを計上する部門、「民生業務部門」は、第3次産業に属する企業や個人が事業所で消費したエネルギーを計上する部門。
- 3 再生可能エネルギー：石油・石炭等、有限でいずれ枯渇する化石燃料とは違い、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
- 4 LRT：P51の脚注参照。
- 5 超小型モビリティ：P51の脚注参照。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
温室効果ガス排出量	6,476千t・CO ₂ (H25)	6,000千t・CO ₂ (H30)
環境にやさしいライフスタイルの実践度	46%	56% (H31)

施策1 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進

■地球温暖化対策事業 環境局

- 徹底した省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
- 電気自動車等の普及促進
- 次世代エネルギー導入の推進

■バイオ燃料地域利用事業 環境局

- バイオディーゼル燃料（BDF）の普及促進、啓発事業の実施

施策2 環境にやさしいライフスタイルへの転換

■温暖化防止に向けた意識改革と行動喚起 環境局

- 温暖化の防止に向けた実践を促す重層的・波状的な広報の実施
- ノーマイカーデーの推進
- ライトダウンキャンペーンやエコドライブ講習等による意識の転換
- 環境負荷低減に向けた市民の継続的な取組への支援

■人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 [一部再掲] 都市整備局

- 公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築

長期構想

前期中期計画

I 総論

II 分野別計画

III 区別計画

付属資料



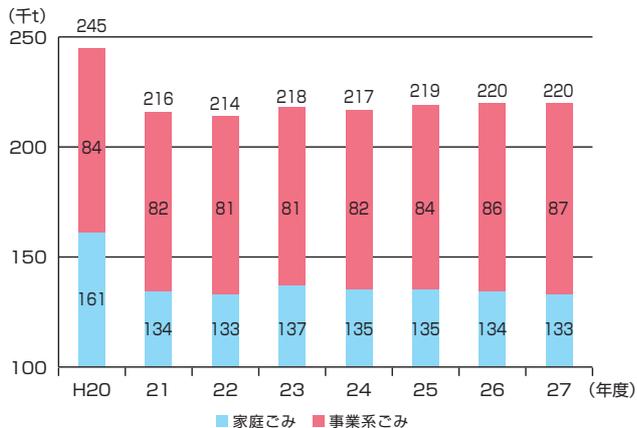
政策 28
循環型社会

みんなで進める 循環型社会の構築

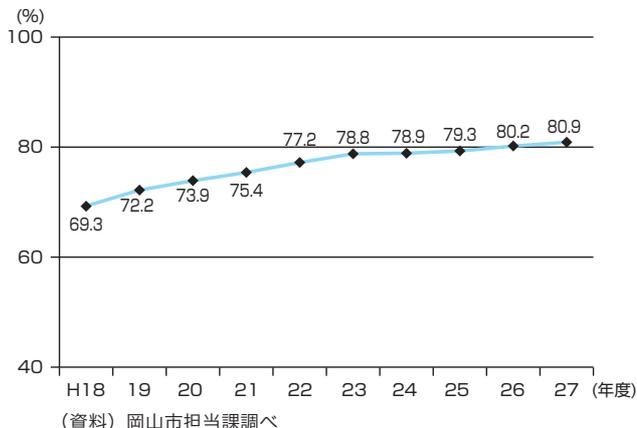
現状と課題

- 岡山市では、「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき廃棄物の減量化・資源化を進めていますが、ごみ排出総量は増加傾向にあります。家庭系ごみの排出量は、平成 21 年 2 月からの有料化により大幅に減少した後、再び増加に転じましたが、重点的な減量化・資源化施策の実施により、近年は減少が続いています。一方、事業系ごみの排出量は増加し続けており、ごみ排出総量の増加の原因となっています。
- このため、市民、事業者と一体となって廃棄物の減量化・資源化を継続して推進することにより、循環型社会を構築していく必要があります。また、環境性に優れ、より効率的・経済的なごみ処理の広域化を推進していく必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、消防ヘリコプターによる上空監視を実施し、これまで確認が困難とされていた山間部等の監視を重点的に強化しており、引き続き、産業廃棄物の不法投棄対策を推進する必要があります。
- 平成 27 年度末の汚水処理人口普及率¹は 80.9%、下水道処理人口普及率は 65.5%となっており、いまだ 13 万 5 千人の市民が汚水処理施設を利用できない状況にあるため、総合的な汚水処理対策を推進していく必要があります。

ごみ排出量の推移



汚水処理人口普及率の推移



施策の方向性

施策1 ごみの減量化とリサイクルの推進

- 市民の主体的なごみ減量化とリサイクルを推進するため、広報紙やガイドブックによる広報やごみ分別アプリの普及、公民館講座や出前講座²等での啓発活動を展開するとともに、リユース³ぱらぞでの不用品活用や資源回収団体への報奨金の交付等を行うことにより、市民との協働によるリフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rを推進します。
- 事業系ごみについては、事業系廃棄物の減量計画書の提出や顕彰制度により、優良事業者の育成を図るほか、事業系ごみガイドブックの利用促進や施設搬入時の分別指導の徹底等を通じて、事業者とともに減量化とリサイクルの取組を進めます。
- 一般廃棄物の中間処理施設での再資源化等を進め、ごみの焼却量・埋立て量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

施策2 廃棄物の適正処理の推進

- 「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画」に基づき、広域的なごみ処理に対応する焼却施設の整備を玉野市、久米南町と連携して進めます。
- 産業廃棄物の不法投棄の未然防止や早期発見のため、監視指導體制を確保し、不適正処理事案に対する早期対応、拡大防止等を徹底します。

施策3 総合的な汚水処理対策の推進

- 市民の健康で快適な暮らしや良好な水環境を保全するため、公共下水道、農業集落排水³、合併処理浄化槽⁴の適切な役割分担のもと、総合的な汚水処理対策を推進します。
- 下水道の未普及地域については、早期整備をめざして、アクションプランに基づき、概ね10年程度での重点的な整備に取り組みます。
- 岡山市最大のし尿処理能力を有する一宮浄化センターにおける老朽設備の更新等を進めます。
- 公共下水道や農業集落排水の処理場の統廃合を推進し、維持管理の効率化等を図ります。

用語解説

- 1 汚水処理人口普及率：行政人口（住民基本台帳に登録された人口）のうち、下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を利用することが可能な人口の比率。
- 2 出前講座：P113の脚注参照。
- 3 農業集落排水：農業用排水路などの公共用水域の水質を保全するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する比較的小規模な下水道施設のこと。
- 4 合併処理浄化槽：水洗トイレからの汚水（し尿）と台所、風呂、洗濯排水等の生活雑排水を、微生物の働きなどを利用して処理し、きれいな水にして放流する設備。

指標名	基準値 H27	目標値 H32
ごみの資源化率	22.7%	28%
市民1人1日当たりのごみ排出量	837 _g	809 _g
汚水処理人口普及率	80.9%	85%

施策1 ごみの減量化とリサイクルの推進

■資源循環指導・啓発事業 環境局

- 市民、事業者の 4R に対する意識・行動改革を促す情報提供や、分別アプリ・講座等による普及啓発
- 排出されたごみの組成分析による資源化物の混入割合の調査

■減量化・資源化対策事業 環境局

- 資源回収活動を行う団体への支援や生ごみ削減活動の促進、資源化物の拠点回収の実施
- 事業系ごみガイドブックの作成

■中間処理施設での資源化推進 環境局

- 焼却施設から排出される焼却残さのセメント原料としての資源化

施策2 廃棄物の適正処理の推進

■ごみ処理体制の効率化 環境局

- 「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画」に基づく、岡南環境センター、玉野市東清掃センター、岡山市久米南町衛生施設組合クリーンセンターを統合した広域的な焼却施設の平成 37 年度の稼働に向けた整備

■産業廃棄物対策事業 環境局

- 産業廃棄物の最終処分場からの放流水質や、同焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等に関する行政検査の実施
- 産業廃棄物の処理施設の設置者等に対する必要な指導の実施

■産業廃棄物不法投棄等対策事業 環境局

- 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案の未然防止及び早期対応

施策3

総合的な汚水処理対策の推進

■下水道整備事業 下水道河川局

- ・アクションプランに基づく公共下水道の概ね10年程度での重点的な整備

■合併処理浄化槽設置補助金事業 環境局

- ・下水道整備計画の無い地域や下水道整備の予定が当面無い地域における、自宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対する補助金の交付

■し尿処理施設の整備・効率化 環境局

- ・老朽化した設備の改修や機能更新等
- ・設備の小型化・効率化を図るための公共下水道への接続

■汚水処理施設の効率化 下水道河川局

- ・公共下水道や農業集落排水の処理場の統廃合の推進

長期構想

前期中期計画

I 総論

II 分野別計画

III 区別計画

付属資料

145